

令和3年3月1日
大東市教育委員会

大東市立小中学校における緊急事態宣言解除に伴う対応について(お知らせ)

平素は、本市の教育にご理解と、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、国において大阪府に対し発令されておりました緊急事態宣言が解除されました。このことを受けて、本市の学校教育活動について、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

記

1. 学校教育活動について

学校教育活動については、引き続き、感染拡大防止策を徹底してまいります。

2. ご家庭における感染症拡大防止対策について

保護者の皆様におかれましては、これまでも感染拡大防止について多大なご協力をいただき感謝しております。引き続きご家庭における感染拡大防止について、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

- 登校前の検温、健康観察、登校時のマスク着用にご協力をお願いします。
- 発熱等のかぜ症状がみられる場合は、無理をせず登校をお控えください。
- お子様本人や同居ご家族がPCR検査を受けることになった場合及び検査結果については、速やかに学校へ連絡をお願いします。

3. PCR検査により陽性者が確認された場合の臨時休業等の基本対応について

PCR検査により陽性者が確認された学校の全部又は一部の臨時休業について、保健所等の関係機関の助言を踏まえて、臨時休業の期間を決定します。

- 期間につきましては、濃厚接触者の特定等、調査に係る期間として原則2日間とします。(土日祝等の休日も含む)
- 状況により、期間を延長又は短縮することがあります。
- 判明の時間帯により、通常授業途中での下校となる場合があります。

状況等		方針
(1)	校内にて PCR 検査により陽性者が確認されたが、感染拡大のリスクがないと判断される場合	臨時休業等の措置なし
(2)	校内にて PCR 検査により陽性者が確認され、濃厚接触者の状況から感染拡大のリスクがあると判断された場合	濃厚接触者の人数・規模・感染の広がり懸念される範囲によって、学級・学年・学校休業等の措置

4. PCR 検査により陽性者が判明した場合の公表について

本市の公立学校において、教職員及び児童生徒の感染が判明した場合の公表につきまして、原則下記のとおりとさせていただきますのでご理解くださいますようお願いいたします。

- 保健所の疫学的調査(濃厚接触者の特定や感染経路の確認等)の結果により、学校内における感染拡大の恐れがないと判断され、臨時休業等の措置を取らない場合については、プライバシー保護の観点から学校名の公表はしないこととします。
- 保健所の疫学的調査により学校内で感染拡大のリスクがあり臨時休業等の措置を行う場合には、学校名、臨時休業期間等の公表を行います。

感染による偏見、差別行為につながらないよう、ご本人やご家族、関係者の人権尊重、個人情報保護に、特段のご理解とご配慮をお願いいたします。